

国不建推第19号
国不専建第27号
令和4年8月1日

主要民間団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局 建設業課長
建設市場整備課長
(公印省略)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

今般、別添のとおり建設業者団体を通じて下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等につき、建設企業に対する指導の徹底を図ったところです。

今後、労務費、原材料費、エネルギーコスト等（以下「原材料費等」という。）の価格高騰等が続く中、資金需要の増大が予想される夏期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適切な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため十分な配慮が必要であるとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、建設企業や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように特段の配慮が必要です。

また、建設工事の受注者は、発注者が自身の事業を推進する上での重要なパートナーであり、また、受発注者間の価格の転嫁が元請下請間・資材業者等への転嫁に当たっても重要となることから、発注者と元請負人の間の契約の適正化につき、適切な対応をお願いいたします。

については、貴団体傘下の各企業におかれても、下請契約の適正化の観点から、発注者と元請負人の関係においても、原材料費等について市場の実勢を適切に反映した価格設定となるよう配慮いただくとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をお願いします。また、原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、民間建設工事標準請負契約約款（甲）第31条（請負代金額の変更）及び第30条（工事又は工期の変更等）（電力・ガス、鉄道等の民間企業の工事の請負契約においては公共工事標準請負契約約款第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）及び第22条（受注者の請求による工期の延長））を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切に対応していただきますようお願いいたします。

その他、当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合にも同様に、双方の協議により適切に対応していただきますようよろしくお願いいたします。



「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」の概要1/2

○建設業団体の長に対して、資金需要の増大が予想される夏期・冬期に、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等を要請するもの。（令和4年8月1日発出）

朱書き部分が今回の変更点

通達の内容

(1) 見積り

- 見積依頼・提出を踏まえ双方の協議による適正な手順の徹底（電磁的方法も可能。）
- 請負代金の額を除く請負契約書の記載事項を見積条件として提示
- 労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確化し、必要な経費に十分留意
- 労務費、法定福利費、一般管理費、建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に要する費用等の諸経費を適切に考慮
- 工事工程ごとの作業などに必要な日数を明示した見積
- 注文者は地盤沈下等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象についての情報提供義務

(2) 原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定と適正な工期の確保

- 原材料費等の適正な請負代金の設定や適切な工期の確保
- 請負代金の変更に關する規定（いわゆるスライド条項等）及び工期の変更に關する規定を適切に設定・運用
- 追加・変更契約の際にも見積依頼・提出を徹底（電磁的方法も可能。）

- 工期内の原材料費等の変動による適切な対応

(3) 社会保険加入の徹底

- 社会保険加入が許可要件
- 工事従事者の社会保険の加入状況等が、施工体制台帳の記載事項
- CCUS登録事業者を下請負人として選定の推奨、社会保険加入状況確認等に原則CCUSを活用
- 一人親方が現場作業に従事する際の実態を確認し、労働者に当てるまる働き方になっている場合は、雇用関係へ誘導

(4) 適正な法定福利費及び労務費の確保

- 元請負人は、法定福利費及び労務費を内訳明示した見積書の提出を促し、その見積書を尊重

- 下請負人は、法定福利費及び労務費を内訳明示した見積書を提出し、再下請負人に法定福利費及び労務費を内訳明示した見積書の提出を促し、その見積書を尊重
- 雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、社会保険への加入を徹底
- 請負代金内訳書に法定福利費を明示する規定を新設した建設工事標準請負契約約款等の活用

(5) 契約

- 建設工事着工前の書面（電磁的方法を含む。）による契約締結の徹底
- 建設工事標準下請契約約款又は準拠した契約書の利用
- 赤伝処理をする場合、合意に基づき契約書類に明記
- 指値発注の禁止
- 双方の協議による適正な手順による追加・変更契約の徹底、直ちに追加・変更契約の内容が確定できない場合の対応
- 著しく短い工期による請負契約の締結の禁止（発注者・受注者間、元請・下請間）
- 建設リサイクル法対象工事は、必要事項を書面（電磁的方法を含む。）で相互交付

(6) 建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等

- 建設業は、令和6年4月より罰則付きの時間外労働規制が適用。下請契約においても、適正な請負代金と工期設定（工期変更の場合を含む。）を行い、週休2日など休日確保や長時間労働の是正
- 契約書に記載することになった「工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容」の記載について柔軟に対応

(7) 施工管理の徹底

- 労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画、施工体制の十分な確保、工程管理や工事的物・工事用資材等の品質管理、安全管理等一層の徹底
- 施工体制台帳及び施工体系図（デジタルサイネージ等ICT機器を含む）の作成、備え置きの徹底

通達の内容

- 従事者氏名・資格等情報が、施工体制台帳の記載事項化
- 施工体制台帳への記載に代えて、CCUSを積極的に活用
- 主任技術者の専任等の取り扱いに十分留意
- (8) **検査及び引渡し**
 - 工事完成通知日から20日以内で、できる限り短期間に検査を完了
 - 検査完了後、下請負人から申し出があったときは、直ちに引渡し
- (9) **下請代金の支払**
 - 少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）を現金払とするよう支払条件を設定
 - できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合には、現金の比率を高めること
 - 手形等の現金化にかかる割引料等のコストなどを、十分協議した上で明示し、下請負人の負担としない
 - 手形期間は60日以内とする
 - 令和8年の手形の利用廃止等に向けて、振込払及び電子記録債権への移行・手形期間の短縮等の取り組みを進めていくよう努めること
 - 特定建設業者は、一般の金融機関による割引困難な手形の交付の禁止
 - 60日を超えるサイトを「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして指導対象とすることを前提とした運用の見直しを検討していることに留意
 - 支払を受けた日から1月以内でできる限り短期間での支払
 - 特定建設業者は、完成を確認した後、引渡しの申出日から50日以内で、できる限り短期間での支払
 - 前払金受領時の適正な支払及び中間前払制度の積極的な活用
 - 正当な理由のない長期間の支払保留の禁止

(10) 下請負人への配慮等

- 全ての下請負人に対し、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えないこと
- 「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」の活用による支払の適正化
- CCUSを活用し、建設技能者が適切に就業履歴を蓄積できるよう、カードリーダーの設置や施工体制登録等を適切に指導

- 技能労働者が能力評価を受けるよう促し、適切な処遇を受けられるよう環境整備を推進
- 建退共制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費、下請負人の資金繰りや雇用確保への配慮
- 元請負人による建退共制度の掛金納付の一括代行
- 建退共手続きの電子申請方式の本格実施及び証紙方式の履行確認強化によるCCUSの積極的活用・建退共制度の適切な運用
- 元請負人による工事ごととの建退共制度事務の統一
- 発注者から直接仕事を請け負った特定建設業者は下請負人が建設業法や労働関係法規に違反しないよう指導

(11) 技能労働者への適切な賃金の支払

- 公共工事設計労務単価の上昇等を踏まえ、技能労働者に対する適切な水準の賃金を支払われるよう最大限努める
- 品確法、新労務単価、社会保険加入対策、価格転嫁に関する相談等の窓口である「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の活用及び周知

(12) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の施行

- 令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が施行されることを踏まえ、自己の取引上の地位を不当に利用した行為や優越した地位を濫用した行為に十分留意
- 「駆け込みホットライン」の活用及び周知

(13) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響による下請建設企業等への配慮等

- 新型コロナウイルスの影響により建設工事の一時中止・延期等を行う際は、適切な契約締結、下請代金の設定・支払
- 建設現場における「三つの密」対策や、熱中症リスク軽減等
- (14) **国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止**
 - 監督行政庁への通報を理由とした取引の停止など不利益な取扱いの禁止

(15) 関係者（資材業者・賃貸業者・警備業者・運送事業者・建設関連業者等）への上記の事項に準じた配慮